

市・都民税の申告、 所得税および復興特別所得税の 確定申告はお早めに

市・都民税の申告

2月16日(月)～
3月16日(月)

3月16日(月)
岡市・課税課

平日の午前9時～午後4時
場本庁舎1階市民ロビー

市・都民税は、平成26年1月1日～12月31日の所得に基づいて課税します。申告が遅れたり、申告をしていない場合は、国民健康保険税や介護保険料等の算定に影響が出たり、各種手当等の申請に必要な課税・非課税証明書の交付が受けられないことがありますので、必ず期間内に申告を済ませてください。

簡易な所得税および復興特別 所得税の確定申告相談窓口

2月16日(月)～3月16日(月)の
平日午前9時～午後4時
場本庁舎1階市民ロビー
※初日と期限直前の時期は大変混雑しますので、時間に余裕をもつてお越しください。

申告に必要なもの

- 印鑑
 - 平成26年分の源泉徴収票、収入証明書などの収入金額がわかるもの
 - 平成26年分の社会保険料の領収書、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料の控除証明書
 - 医療費控除を受ける場合は、平成26年分の支払いを証明する領収書
- ※領収書の合計金額はあらかじめ計算しておいてください。

裕をもつてお越しください。

申告の必要がないかた

○税務署へ所得税および復興特別所得税の「確定申告書」を提出したかたとその同居の扶養親族

○給与所得のみのかたで、勤務先から年末調整済みの「給与支払報告書」が東村山市役所へ提出されているかたとその同居の扶養親族

○給与を受けているかたや給与以外の所得があるかたは、所得税および復興特別所得税の確定申告(税務署へ)か、市・都民税の申告(市役所へ)のいずれかが必要となります。

公的年金所得のみの申告

公的年金収入のみで、年金支払者から「公的年金等支払報告書」が市へ提出されているかたは、市・都民税の申告の必要はありませんが、社会保険料控除、生命保険料控除

はじめ計算しておいてください。

○障害者控除を受けるかたは、障害者手帳又は愛の手帳など

○前年に市・都民税の申告をしたかたで、平成26年中に当市へ転入された満20歳以上のかたで国民健康保険加入者のかたには、1月下旬に申告書を送付しました。お手元に申告書がないかたは、市・課税課(本庁舎2階)および申告窓口開設中、申告窓口でも配布します。

等の各所得控除が算入されない(年末調整がされない)ため、税額が高くなる場合があります。

また、「公的年金等支払報告書」では、扶養控除や配偶者控除の把握ができない場合があるため、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料等の算定にも影響が出る場合があります。そのため、公的年金収入のみのかたでもできるだけ申告をしてください。

※申告書の提出先がわからない場合は、市・課税課、又は東村山税務署へお問い合わせください。

所得がなかったかたも申告を

平成26年中に収入がなかったかたや、扶養親族であったも扶養義務者と世帯を分けていたかた(転勤で妻子のみ当市に居住しているかたや学生など)も、非課税証明書の交付や国民健康保険税、介護保険料等の算定で必要となる場合があり、市役所へ申告書を出してください。

所得税の「寄附金控除」を 申告するかたへ

市区町村・都道府県や日本赤十字社、市内・都内の公益増進法人等への寄附金に対して適用される住民税の寄附金税額控除の計算のために、市では寄付先や寄付金額の内訳の把握が必要です。

※確定申告書第二表の「寄附金の所在地・名称」欄に書ききれない場合は、市・課税課へご相談ください。

※内訳が不明のかたには、後日「市民税・都民税寄附金税額控除申告書」の提出をお願いします。

東村山税務署
(本町1-20-22、
☎394-6811代表)
平日の午前9時～
午後5時
※車での来署はご遠慮
ください。
※詳細は国税庁ホーム
ページをご覧ください。

- 個人事業者の消費税および地方消費税の申告 = 3月31日(火)まで
- 贈与税の申告 = 2月2日(月)～3月16日(月)
- 所得税および復興特別所得税の確定申告 = 2月16日(月)～3月16日(月)

※所得税および復興特別所得税の還付を受けるための申告書の提出は、2月16日(月)以前でも提出を受け付けています。

日曜相談窓口

2月22日(日)、3月1日(日)午
前9時～午後5時
場東村山税務署

※日曜相談窓口は、電話での相談、国税の領収、納税証明書の発行はできません。

年金申告不要制度

平成23年以降の各年分について、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

※計算の結果、源泉徴収された所得税および復興特別所得税が戻す場合は、左記の「還付申告」により税金が還付されます。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ないかたでも、住民税の申告は必要です。住民税に関する詳細は市・課税課へお問い合わせください。

復興特別所得税の計算を お忘れなく

平成25年～49年の各年分については、復興特別所得税を所得税とあわせて申告・納付すること(還付申告でも計算が必要)になっています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則としてその年分の所得税)に21%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日～49年12月31日に生じる所得については源泉徴収されている場合には、復興特別所得税があわせて徴収されています。

納税には口座振替を ご利用ください

所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納税には、便利な振替納税又はe-Tax(電子納税)をご利用ください。

平成26年分の確定申告の振替納付日
○所得税および復興特別所得

国保・年金

税II 4月20日(月)
○個人事業者の消費税および地方消費税II 4月23日(木)
にせ税理士にご注意ください
納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を、税理士資格のない者が行うことは税理士法によって禁止されています。
税務書類の作成の依頼は、正規の税理士に依頼しましょう。

★にせ税理士の情報II 東村山税務署総務課(☎394-6811)、税理士に関することII 東京税理士会東村山支部(☎394-7038)へ
国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は社会保険料として所得控除の対象
市・都民税の申告や確定申告の際、社会保険料控除欄に平成26年1月1日～12月31日に納めた保険料(税)の全額を明記してください。また、昨年1年間に納めた過年度分の保険料(税)も対象です。
なお、国民年金保険料は、手続きの際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」又は「領収証書」の添付等が必要
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料又は介護保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納付しているかたは、特別徴収義務者が発行する源泉徴収票に保険料(税)が記載されています。
また、介護保険サービスの自己負担も一部が所得控除の対象です。
※詳細は問い合わせ先へ
問介護保険II 高齢介護課、そのほかII 保険年金課

確定申告が必要なかた

次の計算で残額があり、次のいずれかに該当するかたは、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

計算式

各種所得の合計額 - 所得控除 = 課税される所得金額
課税される所得金額 × 税率 = 所得税額
所得税額 - 税額控除 (配当控除・住宅借入金等特別控除額等)

- 給与の収入額が2千万円を超える
- 給与を1か所から受けていて、他の所得金額(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、他の所得金額(退職所得を除く)との合計額が20万円を超える
- 同族会社の役員やその親族で、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた
- 給与について、災害減免法で源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- 家事使用人等で、給与の支払いを受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されないことになっている

確定申告をすると所得税および復興特別所得税が戻るかた

給与所得者で確定申告の必要がないかたでも、次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合は、「還付申告」により税金が還付されます。

- 災害・盗難により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける場合
- 病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 住宅借入金等で家屋を新築・購入・増改築等をして、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受ける場合

※控除の適用を受けるための要件や必要書類等を事前にご確認ください。
※還付金の受け取りは、預貯金口座への振り込みをご利用ください。